

(3) 苦情申立て事例3（調査しないこととしたもの）

苦情申立て対象機関	都市局道路整備課	
苦情申立ての内容	側溝に蓋が設置されているところがあるにもかかわらず、地元の祭で太鼓の行列が通る自宅北側の側溝には蓋が設置されていない。担当課は側溝の蓋を設置すべきである。	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立人と面談して苦情内容を聴き取り、苦情内容を検討した結果、本件の苦情申立てについてはオンブズマンの調査対象外事項であると判断した。</p> <p>1 オンブズマンが確認したところ、市においては、道路側溝に蓋を設置するには、隣接する土地所有者、自治会及び側溝について水利権を有している者がいる場合は、その水利権者の同意を得るのが原則となっている。その上で、予算が限られていることから、危険性や必要性の高いものから優先的に蓋の設置を実施し、この危険性や必要性が高い場合としては、側溝の構造物自体が老朽化していて損壊のおそれがある場合や、道路幅が狭く、側溝に蓋をすることで道路幅を広げる必要がある場合などが想定されているとのことである。</p> <p>また、側溝の清掃については、通常は、自治会による一斉清掃が実施されているが、市も必要に応じて清掃を行っており、要請があれば対応しているとのことである。</p> <p>そして、本件側溝については、敷地及び構造物は、市が所有しているが、本件側溝は、農業用水路であり、水利組合が水利権を有し、管理しているとのことである。</p> <p>2 苦情申立人に確認したところ、現段階では、側溝の蓋の設置について、隣接する土地所有者や自治会及び水利組合の同意を得られていないとのことであり、苦情申立人からの聴き取り内容や写真等からは、本件側溝自体には、緊急に対応を要するほどの危険性は見られなかった。また、苦情申立人が、市に清掃を要請した際には、速やかに清掃が行われたとのことである。</p> <p>3 オンブズマンが取り扱える事項は、明石市法令遵守の推進等に関する条例により定められており、同条例第54条1項2号により、「苦情申立人が苦情申立の原因となった事実について利害を有しないとき」は調査しないと規定されている。</p> <p>本件においては、苦情申立人が、関係者の同意を得た上で明石市に要請したのに、正当な理由なく蓋が設置されていないという状況ではなく、また、市による側溝の清掃も速やかに行われているとのことであり、オンブズマンとしては、苦情申立人には、本件側溝に蓋が設置されていないことについて、具体的な利害関係は認められないと判断した。</p> <p>4 以上のことから、今回の苦情申立てについては、調査を行わないこととした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	2018年（平成30年）7月11日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	—
調査結果通知年月日	2018年（平成30年）9月20日	71日間